○ 島田市が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示

昭和59年 告示第55号

平成17年5月5日 島田市長職務執行者決済により

旧島田市告示を継承

最終改正 平成28年10月18日 告示第219号

島田市が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示(平成28年島田市告示第169号)の一部を次のように改正する。

第1の1の(4)の次に(5)を加える。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、島田市が発注する建設工事の請負及び建設工事に係る測量、調査、設計又は監理(以下「建設業関連業務」という。)の委託並びに物品の製造、買入れ、売払い等及び庁舎等の警備等(以下「物品購入等業務」という。)の請負等に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

- 第1 建設工事の請負に係る競争入札参加者に必要な資格 (競争入札参加資格の審査の申請に必要な要件)
- 1 競争入札参加資格(以下「資格」という。)の審査の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。
 - (1) 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の許可を受けていること。
 - (2) 競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類の建設工事について、建設業法第27条の29第1項に基づく総合評定値を請求していること。
 - (3) 施行令第167条の4及び施行令第167条の11第1項に該当しないこと。
 - (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又 は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等の利用等をしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供与し、又は便宜を供与 する等直接的積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している と認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している

と認められる者

- (5) 原則として、社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。) に加入していること。
- 2 1に定めるほか、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道施設 工事の資格を有する者は、それぞれ次の表に掲げる工事の種類ごとの金額の区分に 応じ、同表第1欄に掲げる等級に格付された者とする。

等級	土木一式工事	建築一式 工 事	電工浸電	管工事	水道施設 工 事
A	1,000万円 以上	1,000万円 以上	全額	全額	500万円 以上
В	300万円 以上 6,000万円 未満	7,500万円 未満	1,500万円 未満	1,500万円 未満	3,000万円 未満
С	2,000万円 未満	1,500万円 未満			750万円 未満

- 3 競争入札に参加しようとする者は、一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(以下「申請書等」という。)を提出するものとし、その方法、時期その他必要な事項は、別に定める。ただし、都道府県及び市町村その他の公益法人にあってはこの限りでない。
- 4 2の規定による等級の格付けは、申請書等に基づき、次に掲げる客観的事項及び 主観的事項について審査し評定した結果に基づきA、B又はCのいずれかに格付す ることにより行うものとする。ただし、主観的事項のないものにあっては、客観的 事項についてのみ行うものとする。
 - (1) 客観的事項

経営規模

- a 工事種類別完成工事高
- b 自己資本額
- c 利益額

経営状況

- a 純支払利息比率
- b 負債回転期間
- c 総資本売上総利益率
- d 売上高経常利益率
- e 自己資本対固定資産比率

- f 自己資本比率
- g 営業キャッシュフロー
- h 利益剰余金

技術力

- a 工事種類別技術者数
- b 工事種類別元請完成工事高

その他の評価項目(社会性等)

- a 労働福祉の状況
- b 建設業の営業継続の状況
- c 防災活動への貢献の状況
- d 法令遵守の状況
- e 建設業の経理の状況
- f 研究開発の状況
- g 建設機械の保有状況
- h 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況
- i 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
- (2) 主観的事項

島田市の発注に係る建設工事の工事成績

- 5 2の規定は、次に掲げるいずれかに該当する工事については、適用しない。
 - (1) 災害復旧工事
 - (2) 東海旅客鉄道株式会社の施設に関連する工事
 - (3) 特殊な機械又は特殊工法を要する工事
 - (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、市長が特に必要があると認める工事
- 6 資格の有効期限は、当該資格の認定の日の翌日から次の定期の審査に基づく資格 認定の日までとする。
- 第2 建設業関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格 (資格の審査の申請に必要な要件)
- 1 資格の審査の申請をすることができる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 第1-1(4)アからオまでに掲げる者のいずれにも該当しない者
 - (2) 施行令第167条の4及び施行令第167条の11第1項に該当しない者
 - (3) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けている者
- 2 競争入札に参加しようとする者は、申請書等を提出するものとし、その方法、時期その他必要な事項は別に定める。ただし、都道府県及び市町村その他の公益法人にあってはこの限りでない。
- 第3 物品購入等業務の請負等に係る競争入札参加者に必要な資格 (資格の審査の申請に必要な要件)
- 1 資格の審査の申請をすることができる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 第1-1(4)アからオまでに掲げる者のいずれにも該当しない者
 - (2) 施行令第167条の4及び施行令第167条の11第1項に該当しない者
 - (3) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けている者

2 競争入札に参加しようとする者は、申請書等を提出するものとし、その方法、時期その他必要な事項は別に定める。ただし、都道府県及び市町村その他の公益法人にあってはこの限りでない。

附則

- 1. この告示は、公示の日から施行する。
- 2. 平成24年島田市告示第249号は廃止する。

附則

この告示は、公示の日から施行する。